

調査報告

中国における税制の統一と外資企業の税務

楊 黙如*
胡 力丹†

I . はじめに

グローバル化と激しい経済競争のもと、中国は各種の優遇措置を実施し、外資を誘致し、国際経済の交流・協力を促進してきた。また、税制の統一及び公平の原則により、中国は1994年1月1日より、増殖税と消費税；2007年1月1日より、車船税；同年7月1日より土地使用税；2008年1月1日より、企業所得税；2009年1月1日より、都市不動産税；2012年12月1日より、都市建設税と教育附加税における外資企業と国内企業の税収区別をなくし、二元的税制を次第に統一してきた。本論はこのような背景における外資企業の税務の調整可能性を考察するものである。

II . 外資による対中国 FDI の現状

対中国 FDI (Foreign Direct Investment) は、海外の投資家が外商投資企業、合併企業、中国の投資者と共同で行う石油採掘、及び支店設置などの方法を通して投資することである。海外投資家は現金、実物、無形資産、株などで投資するほか、外資企業で得られた利潤で再投資することもできる¹。

1 . 投資件数による分析

2001～2010年対中国 FDI の件数において、香港によるものが一番多く、台湾、日本、韓国は対中国 FDI の重要な投資国・地域となった。2001年、台湾、日本、韓国による対中国 FDI の件数はそれぞれ16.10%、7.70%、11.10%を占めており、2002～2007年台湾の占める割合が少なくなる。一方、同期間中韓国は第二位の投資国・地域となり、日本、アメリカによる投資件数はほぼ同じで、上位5位に位置している。2009～2010年には、投資件数における台湾の占める割合が上昇し、第二位投資国・地域地となる。一方、韓国のシェアが減少し、第3位にランクインしている。日本が占める割合の変動は少なく、平均的に6%程度を維持している。以上の分析から、投資件数からみれば、2001～2010年、香港、台湾、韓国、日本は上位4位を占めており、対中国 FDI に重要な役割を果たしていることが分かる(表1)。

2 . 投資金額による分析

2001～2010年香港による対中国 FDI の投資金額が一番多く、日本は第3位を占めており、台湾、韓国はそれぞれ第8位、第9位にランクインしている。投資件数と比べてみれば、台湾、

*中国華僑大学工商管理學院准教授

†中国華僑大学工商管理學院修士課程

翻訳：黄 淑慎(長崎県立大学東アジア研究所特任職員)

表1 2001～2010年対中国 FDI の投資国・地域² (投資件数割合)

単位：%

国・地域 \ 年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
香港	30.60	31.70	33.20	33.70	33.70	37.40	42.80	46.70	45.70	47.70
台湾	16.10	14.20	10.90	9.20	8.90	9.00	8.70	8.60	10.90	11.20
日本	7.70	8.00	7.90	7.90	7.40	6.20	5.20	5.20	5.40	6.40
韓国	11.10	11.70	12.00	12.90	13.90	10.30	9.10	8.10	7.10	6.20
アメリカ	10.00	9.80	9.90	9.00	8.50	7.70	6.90	6.40	6.50	5.50
シンガポール	2.60	2.70	2.80	2.90	2.80	2.90	2.80	2.80	2.70	2.80
カナダ	2.10	2.10	2.20	2.30	2.20	2.10	1.80	1.50	1.90	1.40
ドイツ	1.10	1.00	1.10	1.40	1.50	1.40	1.40	1.40	1.30	1.30
オーストラリア	1.70	1.70	1.90	1.70	1.60	1.50	1.30	1.20	1.30	1.20
イギリス	1.00	1.00	1.10	1.10	1.30	1.10	1.30	1.30	1.20	1.00

韓国による対中国 FDI は投資件数が多く、1 件当たりの投資規模が大きいという特徴が見受けられる。これに対して、香港と日本は投資件数も多く、投資規模も大きい。また、2007～2009年香港による対中国 FDI は、件数においても投資金額においても大幅に増加したことに対して、期間中台湾による対中国 FDI がやや落ち込んでいる。それは2008年税制統一後、

台湾と中国は税収協定を結んでいないのに対し、香港は中国と税収協定を結んでいたため、台湾企業は香港で登録した会社を経て中国に投資する現象が起こったからである(表2)。以上を踏まえて、2001年以来、香港、台湾、韓国、日本は対中国 FDI の投資国・地域の上位4位に位置しており、対中国 FDI に重要な役割を果たしていたことが分かる。

表2 2001～2010年対中国 FDI の投資国・地域³ (投資金額割合)

単位：%

国・地域 \ 年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
香港	35.70	33.90	33.10	31.30	29.80	32.40	37.10	44.40	51.20	57.30
イギリス領ヴァージン諸島	10.80	11.60	10.80	11.10	15.00	17.70	22.10	17.30	12.50	9.90
シンガポール	4.60	4.40	3.80	3.30	3.70	3.70	4.30	4.80	4.00	5.10
日本	9.30	7.90	9.40	9.00	10.80	7.20	4.80	4.00	4.60	3.90
アメリカ	9.50	10.30	7.80	6.50	5.10	4.60	3.50	3.20	2.80	2.90
韓国	4.60	5.20	8.40	10.30	8.60	6.10	4.90	3.40	3.00	2.50
ケイマン諸島	2.30	2.20	1.60	3.40	3.20	3.20	3.40	3.40	2.90	2.40
台湾	6.40	7.50	6.30	5.10	3.60	3.40	2.40	2.10	2.10	2.30
サモア	1.20	1.80	1.90	1.90	2.30	2.50	2.90	2.80	2.20	1.70
フランス	1.10	1.10	1.10	1.10	1.00	0.60	0.60	0.60	0.70	1.20

Ⅲ．外資企業の税務

1．車船税の税務

(1) 税制の統一

「中華人民共和国車船使用税暫定条例」は1986年10月1日に実施され、2007年1月1日より、中国は外資企業に車、船の使用ナンバー税の徴収を廃止し、「中華人民共和国車船税暫定条例」に基づき、外資企業と内資企業に対し、車船税率を統一した。また、2012年1月1日より、中国は「中華人民共和国車船税法」(以下「車船税法」と略す)と「中華人民共和国車船税実施条例」を頒布した。

(2) 税制統一前後の税額比較

表3は2003～2011年外資企業が年間納付する車船税の平均税額の変化を示している。車船税の税制が統一される前、外資企業が年間納付する車船使用ナンバー税は0.03万元であり、2007年7月1日税制統一後に年間納付する車船税の税額が増加し、2011年には0.1万元まで増加した。したがって、税制統一後、外資企業が納付する年間車船税の税額が増加したことが分かる。

(3) 税務アドバイス

外資企業は車船税免税条例を利用できる。車船税法は漁をする漁船、養殖漁船、軍隊、武装

警察部隊専用車・船、警察用車・船の車船税を免除する⁸。

車船税法は節約型車・船の使用を奨励し、省エネ、新エネを使用する車・船に対し、車・船税を減免する⁹。外資企業は財政部、国税総局及び工商部が共同頒布した「省エネ、新エネ使用車両車船税減免対象車種目録」を参考に、車・船を購入し、優遇政策を生かすべきである。

車・船税法では乗用車の排気量によって課税し、課税額は排気量に応じて累進的に拡大する。外資企業は乗用車を選ぶとき、排気量の基準に留意すべく、とくに選ぶ予定の自動車の排気量は臨界点排気量との差が小さいとき、排気量の小さい自動車を選び、高額な車船税額を回避すべきである。

たとえば、福建省において、排気量1.6L～2.0Lの乗用車の年間税額は360元、2.0L～2.5Lの年間税額は720元である。仮に、排気量1.9Lと排気量2.1Lの自動車があるとし、その排気量は0.2Lしか違わないが、負担する税額は倍の差がある。経済的な選択は、選択可能な範囲に排気量の小さい自動車を選ぶことである。

車船税法ではバスをマイクロ、大型に分けて税額を別々に定めている。外資企業は各省・市の税額条例を考慮すべきである。通常マイクロバスの税額が少ない。また、車船税法は船舶の純トン数で課税する。外資企業は臨界点の純トン数を考慮すべきである。通常純トン数の小さ

表3 2003～2011年外資企業車船税⁴年間平均納付額⁵

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
車船税 ⁶ (万元)	6,344	6,977	7,011	7,131	10,600	28,053	27,527	33,497	43,014
外資企業社数 ⁷ (社)	226,373	242,284	260,000	274,863	286,232	434,937	434,248	445,244	446,487
年間平均納付額 (万元)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.06	0.06	0.08	0.10

い船舶の税額が少ない。

さらに、中国は一時的に入国した外国の車・船、香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地域の車・船に対し、車船税を免除する¹⁰。一時的入国とは、外国あるいは香港、マカオ、台湾地域から一時的に中華人民共和国に入国し、滞在期間は三ヶ月以内の自動車と自動車運転手¹¹を指す。一時的入国対象内の外資企業は車船税の課税対象にならないよう、時間制限に留意すべきである。

2. 土地使用税の税務

(1) 税制統一の経過

中国は1988年1月1日より、「中華人民共和国土地使用税暫定条例」を実施した。2007年7月1日より、外資企業は土地使用税の納税対象となった。「中華人民共和国土地使用税暫定条例」(以下「暫定条例」と略す)に基づき、外資企業と内資企業に土地使用税を徴収する。

(2) 税制統一前後の税額比較

表4は2003～2011年外資企業土地使用税年間平均納税額の変化を示している。税制統一前、1社当たりの年間平均納税額は0.01万元であり、2008年に年間平均納税額は3.39万元まで増加し、その後も増加傾向を見せた。税制統一後、外資企業の年間平均納税額が増加したことが分かる。

表4 2003～2011年外資企業土地使用税年間平均納付額

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
土地使用税 ¹² (万元)	1,450	1,260	1,577	1,831	2,748	1,472,404	1,520,175	1,620,860	1,783,161
外資企業社数 ¹³ (社)	226,373	242,284	260,000	274,863	286,232	434,937	434,248	445,244	446,487
年間平均納付額 (万元)	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	3.39	3.50	3.64	3.99

(3) 税務アドバイス

外資企業は農村で生産経営を行えば、土地使用税を納付する必要がない。また、土地使用税は地域別定額税率を採用している。大型都市1.5～30元、中型都市1.2～24元、小型都市0.9～18元、県、建制鎮、工業・鉱業区0.6～12元¹⁴と定めており、外資企業は税額の少ない地域で生産・経営を行うことが可能である。

一方、暫定条例は企業経営以外の公共緑化用地、社会に開放する公園用地、企業に附属する学校、病院、保育園、幼稚園(その用途は企業のその他の用途と明確に区別できる)に対し、暫定的に土地使用税を免除する¹⁵。外資企業は日常の経営活動において、企業経営用地とその他用途の土地を区別し、免税の条例に適応させる必要がある。免税を申告する際、企業は以下の資料を提示する必要がある。税収優遇事項報告、財務報告表、土地所有権証明書、企業敷地面積図面及び土地使用明細、政府関連部門の証明資料。外資企業は登録地政府の規程に留意し、必要書類を揃えて、税金免除優遇政策を適応させるべきである。

さらに、暫定条例は直接農、林、牧、漁業に用いる生産用地、天日製塩場の塩浜、岩塩鉱の立て杭などの用地に対し、土地使用税を免除する¹⁶。政府は関連産業の用地に免税政策を実施しており、外資企業は免税条例を十分に生かし、税額を最大限に軽減すべきである。

3. 耕地占用税の税務

(1) 税制の統一

「中華人民共和国耕地占用税暫定条例」は1987年4月1日に実施された。2008年1月1日より、外資企業は耕地占用税の徴収対象となり、2007年12月1日に頒布した「中華人民共和国耕地占用税暫定条例」に基づき、耕地占用税を納付する。

(2) 税務アドバイス

地域平均税額の差異が利用できる。表5から分かるように、中国西部地域では1平方メートル当たりの耕地占用税が一番低く、次いで中部地域、税金が高い地域は東部沿海地域に集中しており、外資企業は進出先を選択する際、中部・西部地域を選択すれば、税額が軽減できる。

税法において、学校、幼稚園、老人ホーム、病院が占用する耕地、農業生産に直接関連する生産施設が占用する林地、牧草地などの農用地¹⁸に対し、耕地占用税を徴収しないという税収優遇政策が利用できる。

表5 各省・自治区、直轄市耕地占用税の平均税額¹⁷

地 域	1平方メートル当たり 平均税額(元)
上海	45
北京	40
天津	35
江蘇、浙江、福建、広東	30
遼寧、湖北、湖南	25
華北、安徽、江西、山東、 河南、重慶、四川	22.5
広西、海南、貴州、 雲南、陝西	20
山西、吉林、黒龍江	17.5
内モンゴル、チベット、 甘肅、青海、寧夏、新疆	12.5

4. 企業所得税の税務

(1) 税制の統一

1997年7月1日「中華人民共和国外商投資企業、外国企業所得税法」が実施された。2008年1月1日より、外資企業は「中華人民共和国外商投資企業、外国企業所得税法」が適応できなくなり、「中華人民共和国企業所得税法」(以下「新企業所得税法」と略す)に基づき、企業所得税を納付する。外資企業と内資企業の税率は25%で統一し、外資企業が2008年1月1日以前に適応した優遇税率を次第に撤廃する。

(2) 税制統一前後の税額比較

表6は2003～2011年外資企業が年間平均納付する企業所得税税額の変化を示している。表から分かるように、外資企業の年間平均納付する税額が増加し、2003年平均税額の31.16万元から2011年の121.09万元まで、4倍近くまで増えた。2008年税制統一後、外商投資企業が納付する年間税額は一気に跳ね上がらなかったのは、中国は2008年以前に実施された企業所得税優遇政策に対し、5年内に次第に撤廃する政策を実施したからである。外商投資企業向けの優遇政策が適応できなくなるにつれて、企業が納付する年間税額も次第に高くなり、とくに2010年の増加率は税制統一後のピークに達した。

(3) 税務アドバイス

① 企業様式の選択

新企業所得税法は国際慣行を参考に、法人税制を採用している。即ち、法人資格を有している主体のみを企業所属税の納付者とする。「中華人民共和国会社法」では、会社が設立する子会社は法人資格を持っていない場合、その民事責任は親会社に帰属する。子会社は法人資格を持っているなら、独立で民事責任を担うとして

表6 2003～2011年外資企業企業所得税¹⁹年間平均納付額

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
企業所得税 ²⁰ (万円)	7,053,975	9,325,141	11,476,919	15,348,408	19,512,510	27,362,025	29,759,138	40,892,289	54,063,308
外資企業社数 ²¹ (社)	226,373	242,284	260,000	274,863	286,232	434,937	434,248	445,244	446,487
年間平均 納税額 (万円)	31.16	38.49	44.14	55.84	68.17	62.91	68.53	91.84	121.09
増加率(%)		23.52%	14.69%	26.50%	22.08%	-7.72%	8.93%	34.02%	31.84%

いる。子会社は親会社と一緒に企業所得税を納付する場合、子会社の損失は親会社が納付すべき所得税から控除できる。しかしながら、子会社は単独で税収優遇措置を享受することができない。子会社は法に従い、企業所得税を納付する場合、その損失は親会社が納付すべき税額から控除できないが、子会社は単独で税収優遇政策を享受することができる。新企業所得税法の税収優遇政策は、小型低利益企業、ハイテク企業はそれぞれ20%、15%の税率で企業所得税を納付すると定めている²²。従って、外資企業は小型低利益企業、ハイテク企業に分類される支店がある場合、子会社の経営様式を採用し、優遇税率に適応させるべきである。一方、外資企業に損失が予測される支店がある場合、支社の経営様式を採用し、支社の損失を親会社が納付すべき所得税から控除し、企業全体の税額を軽減すべきである。

② 産業優遇制度の利用

新企業所得税法は関連企業に関する優遇制度を盛り込み、その発展を奨励する。外資企業は以下の四産業に投資すれば、税収優遇制度を利用できる。

ハイテク産業：新企業所得税法はハイテク企業を重点的に支援すると定めており、ハイテク企業に対し、15%の税率で企業所得税を徴収する。ハイテク企業の登録は科学技術部、税政部、

国家税務総局が2008年4月に共同頒布した「ハイテク企業認定管理弁法」及び「国家重点支援ハイテク領域」に基づいて認定する。新企業所得税法実施後、外資企業と中国国内企業の所得税が25%に統一されたため、外資企業はハイテク企業として登録、優遇制度を適応することができる。

第一次産業：新企業所得税法において、企業は農業、林業、牧業、漁業プロジェクトに従事する際の所得に対し、企業所得税を減免する²³。外資系企業は第一次産業に投資すれば、税収優遇制度が適応できるため、税務調整の可能性も大きい。

環境保護・省エネ産業：新企業所得税法は、条件を満たす環境保護、省エネ節水のプロジェクトに従事した所得に対し、プロジェクトの第一回目の生産経営収入を取得した納税年度から起算して、第1年度から第3年度までの企業所得税を免除し、第4年度から第6年度までの企業所得税を半減して徴収する²⁴と定めている。従って、環境保護・省エネ産業に参入した外資企業は三年間の税金免除と三年間の税金半減を享受でき、税金を節約できる。

インフラストラクチャー：企業は国家が重点に支援するインフラストラクチャー・プロジェクトの投資経営に従事した所得に対し、プロジェクトの第一回目の生産経営収入を取得した

納税年度から起算して、第1年度から第3年度まで企業所得税を免除し、第4年度から第6年度まで企業所得税を半減して徴収する²⁵。インフラストラクチャーに従事する外資企業は環境保護・省エネ産業に従事する企業と同じように、三年間の税金免除と三年間の税金半減を享受できる。

③ 国家地域優遇政策の利用

新企業所得税法は地域制限を緩和し、旧企業所得税法における経済特区、経済技術開発区、上海浦東新区、製品輸出外商企業、生産性外資企業に対する所得税の免除、半減、あるいは定期的減免などの優遇制度を撤廃した。東部沿海地域から西部地域²⁶へと発展戦略を移転した。「企業所得税過渡優遇政策に関する国务院の通知」に基づき、西部大開発の税収優遇政策、即ち西部地域奨励プロジェクトに対し、15%の企業所得税率の適用を継続的に施行する。外資企業は進出地域を選択する際、自社の状況に合わせる必要がある。東部沿海地域は過渡的に税収優遇政策を撤廃しているものの、西部地域より質の高い技術人材が多く、交通も便利である。外資企業は投資する地域を総合的に考慮すべきである。

5. 不動産税の税務

(1) 税制の統一

「中華人民共和国都市不動産税暫定条例」は1951年8月8日に実施された。2009年1月1日より、外資企業に「中華人民共和国都市不動産税

暫定条例」が適用できなくなり、「中華人民共和国不動産税暫定条例」(以下「不動産税暫定条例」と略す)に照らして不動産税を納めることとなった。税制統一後、不動産税は本来の標準取得原価、地価を課税基礎にしたことから、控除後取得原価や賃貸収入を課税基礎とした。

(2) 税制統一前後の税額比較

表7は2003～2011年外資企業年間平均納付する不動産税額の変化を示している。税制統一前、企業1社当たりが納付する都市不動産税の税額は2.9万元²⁷程度であった。2009年より、年間納付する不動産税が次第に増加し、2011年には4.87万元に上った。税制統一後、外資企業が納付する不動産税額が増加した。

(3) 税務アドバイス

外資企業は農村で投資し、工場を建設すれば、不動産税を納付する必要がない。また、不動産税暫定条例では、不動産税は建物の取得原価から10%～30%を控除した後の金額に基づき計算・納付すると定めており、控除額の確定は企業会計帳簿に記載された取得原価に基づく³²。よって、会計計算の際、不動産税徴税対象外のフェンス、室外プール、池、変電塔、貯水タンク、煙突などの建物を単独で記帳し、企業全体の不動産税負担を軽減すべきである。外資企業は日常の財務処理において、不動産税納税対象内と納税対象外の建物を分けて計算する必要がある。

表7 2003～2011年外資企業²⁸不動産税²⁹年間平均納付額

項目	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
不動産税 ³⁰ (万元)	505,916	596,430	736,773	933,178	1,065,654	1,286,520	1,593,181	1,770,029	2,174,284
外資企業社数 ³¹ (社)	226,373	242,284	260,000	274,863	286,232	434,937	434,248	445,244	446,487
年間平均納付額 (万元)	2.23	2.46	2.83	3.40	3.72	2.96	3.67	3.98	4.87

なお、賃貸収入に基づき計算・納付する場合、税率不動産税を12%とし、建物の取得原価から10%～30%を控除した後の金額に基づき計算・納付する場合、適用税率を1.2%とする³³。外資企業は賃貸できる不動産を所持している場合、賃貸収入に基づき計算・納付する場合の税額と取得原価に基づき計算・納付する場合の税額を比較すべきである。

たとえば、ある外資企業は倉庫を有しており、取得原価は100万元とする。企業は賃貸するか倉庫として使用するかを選択できる。倉庫所在地域の不動産税は取得原価から20%控除した後の金額に基づき計算・納付し、印紙税を考慮しないとする。

案1：賃貸する。毎年の賃貸収入は10万元としたら、企業が納付する不動産税は $= 10 \times 12\% = 1.2$ 万元、営業税は $= 10 \times 5\% = 0.5$ 万元、都市維持建設税と教育附加税は $= 0.5 \times (7\% + 3\%) = 0.05$ 万元、納税総額は1.75万元である。

案2：貨物倉庫として外部に提供する。毎年得られるサービス収入は10万元とし、企業が納付する不動産税は $= 100 \times (1 - 20\%) \times 1.2\% = 0.96$ 万元、営業税は $= 10 \times 5\% = 0.5$ 万元、都市維持建設税と教育附加税は $= 0.5 \times (7\% + 3\%) = 0.05$ 万元、納税総額は1.51万元である。したがって、案2の納付する税額は案1より0.24万元少ない。しかしながら、すべての不動産は取得原価に基づき計算・納付すれば税額を節約するわけではない。外資企業は不動産の取得原価、賃貸（倉庫サービス）収入、及び控除比率を比較する必要がある。具体的なやり方は下記のとおりである。

不動産の取得原価をA、賃貸（倉庫サービス）収入をB、不動産の原価控除比率をCとし、Cの範囲は0%～30%とする場合、取得原価に基づき計算・納付する不動産税額 $= A \times (1 - C)$

表8 都市維持建設税³⁴及び教育附加税³⁵の適用税率一覧表

納税者所在地	都市維持建設税率	教育附加税率
市区	7%	3%
県城、鎮	5%	
その他の地区	1%	

$\times 1.2\%$ 、賃貸収入に基づき計算・納付する不動産税額 $= B \times 12\%$ 。

$A \times (1 - C) \times 1.2\% > B \times 12\%$ 、即ち $C < (A - 10 \times B) \div A$ の場合、企業は賃貸方式を採用すれば、税額を削減できる。一方、 $C > (A - 10 \times B) \div A$ の場合、企業は倉庫として外部に提供すれば、税額を削減できる。

上述した分析に基づく、 $(A - 10 \times B) \div A = 0 < 20\%$ 、従って、どの控除比率においても、企業は倉庫サービスを選択すれば、税額を削減できる。

6. 都市維持建設税と教育附加税の税務

(1) 税制の統一

2010年12月1日より、外資企業、外国企業、外国人に対しても、「中華人民共和国都市建設維持税暫定条例」（1985年公布）、「教育費附加税徴収の暫定規定」（國務院1986年公布）及びその後國務院及び國務院主管部門が発令した都市建設維持税と教育附加税に関する法規、規定、政策を適用させる。

(2) 税務アドバイス

外資企業は都市維持建設税率の地域間差異をいかして調整し、税率の低い地域で投資し、工場を建設することができる。地域別の税率は表8のとおりである。

IV . 結論と助言

本論は外資企業による対中国 FDI の発展傾向に対する分析を通して、その投資件数と投資金額ともに、持続的に増加傾向にあると解明した。また、税制の内外統一の実現に従い、中国における外資企業の税務調整可能性を考察するため、本論は税種別に外資企業の税務を分析し、外資企業による対中国 FDI の税務調整可能性があったとした。その結論と助言は下記のとおりである。

農村で生産経営を行う場合、調整可能性が大きい。その際、企業は土地使用税、不動産税を納付する必要がないし、都市維持建設税と教育附加税の最低税率も適用できる。農村で生産経営活動を展開できそうな場合、外資企業はなるべく農村地域に立地し、企業全体の税額を削減する。

中国の税法は車船税、土地使用税、耕地占用税、企業所得税、不動産税に対する優遇政策を設けている。税収優遇政策を充分にいかすことは外資企業の税務調整可能性を大きくする。外資企業は中国に投資する際、中国の税収制度と関連優遇政策を十分に理解しなければならない。

中国の税法は地域や徴収方法によって、同じ税種の適用税率が異なる。例えば、城鎮土地使用税、耕地占用税、都市維持建設税と教育附加税の適用税率は地域によって異なる。不動産税は徴収方法によって違う。外資企業はその差異をいかせば、税務の調整可能性を大きくすることができる。

外資企業は国が奨励する産業に進出、ないし国が支援する地域に立地すれば、税収優遇政策が適用でき、企業の長期的な発展に有利である。

注

- 1 2012年中国統計年鑑における外国直接投資の定義による。http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2012/indexch.htm
- 2 商務部外国投資管理公司、商務部投資促進事務局、「2011中国外商投資報告」pp.1～7、对外經濟貿易大学出版社、2011年10月。
- 3 商務部外国投資管理公司、商務部投資促進事務局公表データによる。「2011中国外商投資報告」pp.1～8、对外經濟貿易大学出版社、2011年10月。
- 4 2007年7月1日以前、外資企業が納付する税目は「車船使用ナンバー税」である。
- 5 すべての外資企業は車船税の徴税対象とする。
- 6 2004～2012年「中国税務統計年鑑」掲載データによる。
- 7 2004～2012年「中国統計年鑑」掲載データによる。
- 8 「中華人民共和国車船税法」(國務院公布)【611号】第3条。
- 9 「中華人民共和国車船税法」(國務院公布)【611号】第4条。
- 10 「中華人民共和国車船税法」(國務院公布)【611号】第4条。
- 11 「一時的入国する自動車及び運転手管理規定」(公安部公布)【90号】第2条。
- 12 2004～2012年「中国税務統計年鑑」掲載データによる。
- 13 2004～2012年「中国統計年鑑」掲載データによる。
- 14 「中華人民共和国土地使用税暫定条例」(2006年改訂)第4条。
- 15 「中華人民共和国土地使用税暫定条例」(2006年改訂)第6条、第2項。
- 16 「中華人民共和国土地使用税暫定条例」(2006年改訂)第6条、第5項。
- 17 「中華人民共和国耕地占用税暫定条例實施細則」(財政部、国税局公布)【49号】付表。
- 18 「中華人民共和国耕地占用税暫定条例」(國務院令)【511号】第8条。
- 19 2008年1月1日以前外資企業が納付する税目は「外商投資企業、外国企業所得税」である。
- 20 2004～2012年「中国税務統計年鑑」掲載データによる。
- 21 2004～2012年「中国統計年鑑」掲載データによる。
- 22 「中華人民共和国企業所得税法」(主席公布)【63号】第28条。
- 23 「中華人民共和国企業所得税法」(主席公布)【63号】第27条、第1項。
- 24 「中華人民共和国企業所得税法」(主席公布)【63号】第27条、第3項。
- 25 「中華人民共和国企業所得税法」(主席公布)【63号】第27条、第2項。
- 26 西部地区は重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵団、内モンゴル自治区と広西チワン族自治区を含む。

- 27 表7掲載データにより算出、 $(2.23 + 2.46 + 2.83 + 3.40 + 3.72 + 2.96) \div 6 = 2.93$ 万元。
- 28 すべての外資企業は都市不動産税あるいは不動産税の徴税対象とする。
- 29 2009年1月1日以前外資企業が納付する税目は「都市不動産税」である。
- 30 2004～2012年「中国税務統計年鑑」掲載データによる。
- 31 2004～2012年「中国統計年鑑」掲載データによる。
- 32 「中華人民共和国不動産税暫定条例」(国発)【90号】第3条。
- 33 「中華人民共和国不動産税暫定条例」(国発)【90号】第4条。
- 34 「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」(国発)【19号】第4条。
- 35 「教育附加徴収に関する暫定規定」(國務院公布)【448号】第3条。

参考文献

- 商務部外国投資管理公司、商務部投資促進事務局、「2011中国外商投資報告」、對外經濟貿易大学出版社、2011年10月1日。
- 章涼常、「ゲーム理論に基づく税務プランニング問題研究」、東北財政政法大学、2011年12月。
- 国家税務総局、「中国税務年鑑(2012)」、中国税務出版社、2012年。
- 国家税務総局、「中国税務年鑑(2004～2011)」、中国税務出版社、2004～2011年。
- 中華人民共和国統計局、「中国統計年鑑(2004～2012)」、中国統計出版社、2004～2012年。